

平成22年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

1頁



所轄税務署長 日本橋税務署 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名) 給与の支払者の 所在地(住所)	(株)ジェネラリスト 東京都港区芝浦1-1-1	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	組織 1000000000 NB 社員コード 19000001 キヨフ ミナゲ 清藤 道重 東京都港区芝浦1-1-2
--------------------------	---	----------------------------	------------------------------------	--

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名 あなたの続柄	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印	
	東芝保険	がん保険	20年	清藤 道重	清藤 清子 妻	24,000円		
	合計					① 24,000円		
	東芝保険	個人年金保険	5年	清藤 道重	清藤 道重 本人	60,000円		
年金の支払開始年月日			平成32・11・1	合計		② 60,000円		
生命保険料控除額	①又は②の金額		控除額の計算式		①一般の生命保険料	②個人年金保険料	計(①+②)	
	25,000円以下		①又は②の全額		①の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額	②の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額	(最高100,000円)	
	25,001円から50,000円まで		①又は②×1/2+12,500円		24,000円	40,000円	64,000円	
	50,001円から100,000円まで		①又は②×1/4+25,000円					
100,001円以上		一律に50,000円						
地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった 家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) ③	給与の支払者の確認印
	東芝損害保険	積立火災	10年	清藤 道重	清藤 道重	本人	円	円
	東芝損害保険	地震付火災保険	5年				地震・旧長期	20,000
	Aのうち地震保険料の金額の合計額			B 20,000円		Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C 30,000円
地震保険料控除額		Bの金額 (最高50,000円)		Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合はC×1/2+5,000円) (最高15,000円)		= 35,000円 (最高50,000円)		
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
				円		種別	円	
				円		種別	円	
	合計(控除額)				円	合計(控除額) 円		

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	円		
(フリガナ) 配偶者の氏名	キヨフ キヨ 清藤 清子		
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等 ②	必要経費等 ③	所得金額(②-③)
給与所得 ①	1,200,000円	650,000円	550,000円
事業所得 ②			
雑所得 ③			
配当所得 ④			
不動産所得 ⑤			
退職所得 ⑥		(退職所得控除額)	(⑥-⑦)×1/2
①~⑥以外の所得 ⑦		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 550,000円
○ 配偶者特別控除額の早見表			
A欄の金額		控除額 B	
0円から	380,000円まで	0円	
380,001円から	399,999円まで	380,000円	
400,000円から	449,999円まで	360,000円	
450,000円から	499,999円まで	310,000円	
500,000円から	549,999円まで	260,000円	
550,000円から	599,999円まで	210,000円	
600,000円から	649,999円まで	160,000円	
650,000円から	699,999円まで	110,000円	
700,000円から	749,999円まで	60,000円	
750,000円から	759,999円まで	30,000円	
760,000円から		0円	
配偶者特別控除額	B欄の金額		21万円

この申告書は、平成22年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。地震保険料控除の「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、一つの損害保険契約等ごとに、地震保険料を控除の対象とする場合には「地震」の文字を、旧長期損害保険料を対象とする場合には「旧長期」の文字のいずれか一方を○で囲んでください。